

瀬戸市訓令第5号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように  
改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。）第45条第1項に規定する部長、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程（昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例（昭和54年瀬戸市条例第16号）第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5) 部次長 <u>規則第45条第2項</u>に規定する部次長、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）第8条第1項に規定する消防次長及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則<u>第7条第2項</u>に規定する部次長をいう。</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(7) 課長 規則第45条第1項に規定する課長、瀬戸市会計管理者の補助組</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。）第45条第1項に規定する部長、<u>同条第2項</u>に規定する<u>防災監</u>、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程（昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例（昭和54年瀬戸市条例第16号）第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5) 部次長 <u>規則第45条第1項</u>に規定する部次長、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）第8条第1項に規定する消防次長及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則<u>第7条第1項</u>に規定する部次長をいう。</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(7) 課長 規則第45条第1項に規定する課長及び<u>室長</u>、瀬戸市会計管理者</p>

織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）第4条第1項に規定する課長、瀬戸市消防本部組織規則第8条第1項に規定する課長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する課長、瀬戸市監査委員事務局運営規程第2条に規定する次長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程第2条に規定する次長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程第2条に規定する次長及び瀬戸市議会事務局条例第4条第2項に規定する課長をいう。

(8) <省略>

(9) 課長補佐 規則第45条第1項に規定する課長補佐、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則第4条第1項に規定する課長補佐、瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する課長補佐及び瀬戸市議会事務局条例第4条第2項に規定する課長補佐をいう。

(10) <省略>

(代決)

第11条 <省略>

2 副市長が不在であるときは、当該事務を所掌する部長が副市長の専決すべき事項を代決することができる。この場合においては、行政管理部長及び経営戦略部長に合議するものとする。

3 部長が不在であるときは当該事務を所掌する部次長（以下この条において「主務部次長」という。）が、部長及び主務部次長がともに不在であるとき（部次長の職を置いていない場合を含む。）は当該事務を所掌する課長又は規則第46条第1項に規定する所長（福祉事務所を除く。）、支所長及びセ

の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）第4条第1項に規定する課長、瀬戸市消防本部組織規則第8条第1項に規定する課長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する課長、瀬戸市監査委員事務局運営規程第2条に規定する次長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程第2条に規定する次長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程第2条に規定する次長並びに瀬戸市議会事務局条例第4条第2項に規定する課長をいう。

(8) <省略>

(9) 課長補佐 規則第45条第1項に規定する課長補佐及び室長補佐、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則第4条第1項に規定する課長補佐、瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する課長補佐並びに瀬戸市議会事務局条例第4条第2項に規定する課長補佐をいう。

(10) <省略>

(代決)

第11条 <省略>

2 副市長が不在であるときは、当該事務を所掌する部長が副市長の専決すべき事項を代決することができる。この場合においては、行政管理部長に合議するものとする。

3 部長が不在であるときは当該事務を所掌する部次長（以下この条において「主務部次長」という。）が、部長及び主務部次長がともに不在であるときは当該事務を所掌する課長又は規則第46条第1項に規定する所長及び支所長（以下この条において「主務課長」という。）がそれぞれ部長の専決すべ

ンター長（以下この条において「主務課長」という。）がそれぞれ部長の専  
決すべき事項を代決することができる。

4から7まで <省略>

別表第1（第4条―第6条関係）

1 庶務関係

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>					
後援名義の承 認			定例的なも の以外のも の	定例的なも の	政策推進課 長合議

備考

- 1 この表における用語については、次に定めるところによる。
  - (1) <省略>
  - (2) 「課長等」とは、課長並びに規則第46条第1項に規定する所長  
(福祉事務所を除く。)、支所長及びセンター長をいう。
  - (3) 「課長補佐等以下」とは、本庁の課長補佐以下の職員並びに規則第  
46条第1項に規定する所長、支所長及びセンター長を除く公所の長  
をいう。
- 2 <省略>

2 人事関係

決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
------	----	-----	------	------	----

き事項を代決することができる。

4から7まで <省略>

別表第1（第4条―第6条関係）

1 庶務関係

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>					
後援名義の承 認			定例的なも の以外のも の	定例的なも の	秘書室長合 議

備考

- 1 この表における用語については、次に定めるところによる。
  - (1) <省略>
  - (2) 「課長等」とは、課長並びに規則第46条第1項に規定する所長及  
び支所長をいう。
  - (3) 「課長補佐等以下」とは、本庁の課長補佐以下の職員並びに規則第  
46条第1項に規定する所長及び支所長を除く公所の長をいう。
- 2 <省略>

2 人事関係

決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
------	----	-----	------	------	----

決裁事項						決裁事項						
職制	全職員にわたるもの			所属職員の事務分担	全職員にわたるものについて、	職制				所属職員の事務分担		
					経営戦略部長合議							
							経営戦略部長合議					
							経営戦略部長合議					
採用計画	全職員											
定数	全職員											
任用 免職 普通退職 異動 <省略>	職員			臨時職員	臨時職員に	任用 免職 普通退職 異動 <省略>	職員			臨時職員	臨時職員に	
	職員			臨時職員	については、		職員			臨時職員	については、	
	職員			臨時職員	人事課長合議		職員			臨時職員	人事室長合議	
	<省略>	<省略>		<省略>			<省略>	<省略>		<省略>		
年次 職務に専念 する義務の 免除 休暇 <省略>		部長	部次長等、 企画補佐及 び課長等	主幹及び課 長補佐等以 下	人事課長合 議	年次 職務に専念 する義務の 免除 休暇 <省略>		部長	部次長等、 企画補佐及 び課長等	主幹及び課 長補佐等以 下	人事室長合 議	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
等 病気休暇、 の特別休暇等 付与		部長	部次長等、 企画補佐及 び課長等	主幹及び課 長補佐等以 下	人事課長合 議	等 病気休暇、 の特別休暇等 付与		部長	部次長等、 企画補佐及 び課長等	主幹及び課 長補佐等以 下	人事室長合 議	

服 務	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
	身分・服制				①<省略> ②職員章、 身分証票 の交付（ <u>人事課長</u> ） ③身分上の 諸届の処 理（ <u>人事 課長</u> ）	
	<省 略>	<省 略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
給 与	<省 略>	<省 略>	<省略>			
	諸手当の認 定				全職員（ <u>人 事課長</u> ）	
	<省略>	<省略>				
備考						
1 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 「課長等」とは、課長並びに規則第46条第1項に規定する <u>所長</u> （福 祉事務所を除く。）、支所長及びセンター長をいう。						

服 務	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
	身分・服制				①<省略> ②職員章、 身分証票 の交付（ <u>人事室長</u> ） ③身分上の 諸届の処 理（ <u>人事 室長</u> ）	
	<省 略>	<省 略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
給 与	<省 略>	<省 略>	<省略>			
	諸手当の認 定				全職員（ <u>人 事室長</u> ）	
	<省略>	<省略>				
備考						
1 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 「課長等」とは、課長並びに規則第46条第1項に規定する <u>所長及び 支所長</u> をいう。						

(3) 「課長補佐等以下」とは、本庁の課長補佐以下の職員並びに規則第46条第1項に規定する所長、支所長及びセンター長を除く公所の長をいう。

2 <省略>

3 財務関係

決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項	<省略>				
支	<省略>				<省略>
出	2 給料			全額 (人事課長)	
負	3 職員手当等			全額 (人事課長)	
担	4 共済費			全額 (人事課長)	
行	5 災害補償費			全額 (人事課長)	
為	6 恩給及び退職年金			全額 (人事課長)	
	<省略>				<省略>
	〃 (人事			全額 (人事	

(3) 「課長補佐等以下」とは、本庁の課長補佐以下の職員並びに規則第46条第1項に規定する所長及び支所長を除く公所の長をいう。

2 <省略>

3 財務関係

決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項	<省略>				
支	<省略>				<省略>
出	2 給料			全額 (人事室長)	
負	3 職員手当等			全額 (人事室長)	
担	4 共済費			全額 (人事室長)	
行	5 災害補償費			全額 (人事室長)	
為	6 恩給及び退職年金			全額 (人事室長)	
	<省略>				<省略>
	〃 (人事			全額 (人事	

給与システムにより処理を行うもの)				課長)	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
〃 (臨時傭人に係る負担金のうち人事給与システムにより処理を行うもの)				全額 (人事課長)	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>					
収入の徴収	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
イの徴収猶予、その取消し、徴収の嘱託、滞納処分、過				①徴収猶予及び換価の猶予、その取消し	
			①差押処分 ②差押物件		

給与システムにより処理を行うもの)				室長)	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
〃 (臨時傭人に係る負担金のうち人事給与システムにより処理を行うもの)				全額 (人事室長)	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>					
収入の徴収	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
イの徴収猶予、その取消し、徴収の嘱託、滞納処分、過				①差押物件の換価処分 ②差押処分 ③差押処分	①徴収猶予、その取消し



誤納整理			の公売公 告	②<省略> ③差押物件 の換価処 分 ④<省略> ⑤換価代金 の配当 ⑥<省略> ⑦<省略> ⑧<省略>			誤納整理			の公売公 告	②<省略>  ③<省略>  ④<省略> ⑤<省略> ⑥<省略>		
<省略>			<省略>			<省略>			<省略>				
<省略>					<省略>								
備考					備考								
1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格及び最低制限価格の決定並びにこの徴収猶予、その取消し、徴収の囑託、滞納処分、過誤納整理に係るものを除く。）は、財政課長（物品については、備品に係るものを除き行政課長）に合議すること。					1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格、最低制限価格の決定に係るものを除く。）は、財政課長に合議すること。								
2及び3 <省略>					2及び3 <省略>								
別表第2（第5条、第6条関係）					別表第2（第5条、第6条関係）								
1 市長直轄組織					1 市長直轄組織								
主務課 の区分	決裁区分 専決事項		主務課長	備考	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考			

危機管 理課	防災	①地域防災対策の実施計画 ②<省略> ③<省略>	防災課	防災	地域防災対 策の実施計 画	①<省略> ②<省略>
	危機管理	①危機管理対策の実施計画 ②危機管理計画の実施		危機管理	危機管理対 策の実施計 画	危機管理計画の実施
まちづ くり協 働課	国際化の推 進及び国際 交流活動の 推進	①国際化の推進及び国際交流に係る実施計画 ②国際化の推進及び国際交流に係る調査 ③国際交流活動の実施 ④国際交流活動の啓発				
	パルティセ と市民交流 センター	①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理				
	地域力向上 活動の推進	①地域力向上事業の実施計画 ②地域力向上事業の実施				
	地域交流セ ンター	①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理				
	西部コミュ ニティセン	①施設等の利用許可 ②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館				

	ター	③施設等の維持管理							
	勤労青少年ホーム	①施設等の利用許可 ②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ③利用の制限 ④施設等の維持管理							
	地縁団体	地縁団体の印鑑登録に関する事項							
シティプロモーション課	シティプロモーション	①シティプロモーションの実施計画 ②シティプロモーションの実施 ③広報紙の発行 ④報道機関との連絡							
	広聴	①広聴活動の実施計画 ②広聴活動の実施 ③軽易な要望、相談等の処理							

2 経営戦略部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
政策推進課	総合企画	<省略>		<省略>	

2 経営戦略部

主務室の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務室長	備考
秘書室	広報	広報の総合計画	①広報活動の実施計画 ②広報紙の発行	①広報資料の交換及び収集 ②広報活動の実施 ③新聞、放送その他報道機関との連絡	
	デジタルリサーチパークセ			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び	

						センター			減免		
									③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館		
									④入場の制限		
									⑤施設等の維持管理		
	<省略>		<省略>	<省略>		経営戦	総合企画	<省略>	<省略>		
						略室	<省略>		<省略>		
情報政	総合行政情報	基本方針に	総合行政情	総合行政情報システム計画		人事室	災害補償		全職員		
策課	システム	及ぼす影響	報システム	の実施			健康管理		全職員		
		の少ない総	の実施計画				勤務評定	部長	部次長等、	主幹及び課長補佐等以下	
		合行政情報							企画補佐及		
		システムの							ひ課長等		
		総合計画の					給与の減額		全職員		
		修正					研修		職員の研修	職員研修の実施	
	デジタルリサ			①施設等の使用許可					計画		
	ーチパークセ			②使用料の徴収、還付及び							
	ンター			減免							
				③開館時間及び休館日の変							
				更並びに臨時の休館							
				④入場の制限							
				⑤施設等の維持管理							
3 行政管理部					3 行政管理部						
主務課	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備	主務課	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備

の区分	専決事項			考	の区分	専決事項			考
行政課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	行政課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	庁舎管理			①施設等の維持管理 ②施設等の使用の調整 ③庁舎の警備		総合行政情報システム	基本方針に及ぼす影響の少ない総合行政情報システムの総合計画の修正	総合行政情報システムの実施計画	総合行政情報システム計画の実施
	印刷室			印刷室の利用の調整					
	行政区域			行政区域に関する調査、立会等					
	工事検査			工事、設計等の検査の実施及び結果					
	物品の調達			①一括購入物品の払出し ②総括用品の範囲の決定及び単価表の作成					
財政課	<省略>		<省略>	<省略>	財政課	<省略>		<省略>	<省略>
	議決予算の写しの交付			会計管理者に対する議決予算写しの交付		議決予算の写しの交付			会計管理者に対する議決予算写しの交付
						庁舎管理			①施設等の維持管理 ②施設等の使用の調整

	財産管理		<省略>	<省略>
	車両			①共用車両の整備管理 ②安全運転管理 ③共用車両の使用の調整
人事課	災害補償			全職員
	健康管理			全職員
	勤務評定	部長	部次長等 (部次長及び規則第4 5条第2項に規定する 参事をいう。)	主幹及び課長補佐等以下 (本庁の課長補佐以下の職 員並びに規則第46条第1 項に規定する所長、支所長 及びセンター長を除く公所 の長をいう。)

			③庁舎の警備
	印刷室		印刷室の利用の調整
	行政区域		行政区域に関する調査、立 会 等
	工事検査		工事、設計等の検査の実施 及び結果
	財産管理	<省略>	<省略>
	物品の調達		①一括購入物品の払出し ②総括用品の範囲の決定及 び単価表の作成
	車両		①共用車両の整備管理 ②安全運転管理 ③共用車両の使用の調整

		画補佐及び 課長等（課 長並びに規 則第46条 第1項に規 定する所 長、支所長 及びセンタ ー長をい う。）		
給与の減額			全職員	
研修		職員の研修 計画	職員研修の実施	
採用		試験の実施		

4 地域振興部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
産業政 策課	商工政策			①<省略> ②<省略>	

4 交流活力部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
産業課	商工振興			①催物の実 施計画 ②物流に関 する実施 計画 ③商店街振	①商工業経営調査の実施 ②<省略> ③<省略> ④展示会、見本市等の出品 の勸奨あっせん ⑤計量器の定期検査の実施

			③<省略>	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	その他の農林	農業振興地 域指定整備 計画	農林統計調 査の実施計 画	①農林業団体の育成指導 ②農林統計調査の実施
ものづ くり商 業振興 課	商工振興		①催物の実 施計画 ②商店街振 興組合の 総会招集	①展示会、見本市等の出品 の勸奨あっせん ②計量器の定期検査の実施 ③商工団体の育成指導

		興組合の 総会招集 の承認 ④商店街振 興組合の 解散届等 の受理 ⑤商店街振 興組合の 報告徴収 及び検査 等	⑥<省略> ⑦商工団体の育成指導	
融資		預託に 関する 実施計 画	①保証融資の調査及び査定 ②金融機関との連絡	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	その他の農林	農業振興地 域指定整備 計画	農林統計調 査の実施計 画	①農林業団体の育成指導 ②農林統計調査の実施



		<u>の承認</u> <u>③商店街振興組合の解散届等の受理</u> <u>④商店街振興組合の報告徴収及び検査等</u>	
<u>融資</u>		<u>預託に関する実施計画</u>	<u>①保証融資の調査及び査定</u> <u>②金融機関との連絡</u>
<u>新世紀工芸館</u>			<u>①施設等の使用許可</u> <u>②使用料の徴収、還付及び減免</u> <u>③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u> <u>④入場の制限</u> <u>⑤施設等の維持管理</u>
<u>瀬戸染付工芸館</u>			<u>①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u> <u>②入場の制限</u> <u>③施設等の維持管理</u>

<省略>					<省略>					
スポーツ課	スポーツ施設			<省略>	交流学 び課	国際化の推進 及び国際交流 活動の推進	国際化の推 進及び国際 交流に係る 総合計画	国際化の推 進及び国際 交流に係る 実施計画	①国際化の推進及び国際交 流に係る調査 ②国際交流活動の実施 ③国際交流活動の啓発	
						パーティセと 市民交流セン ター			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び 減免 ③開館時間及び休館日の変 更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理	
						スポーツ施設			<省略>	
文化課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	文化課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	文化ホール及 び文化交流館			<省略>		文化ホール及 び文化交流館			<省略>	
						新世紀工芸館			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び 減免 ③開館時間及び休館日の変 更並びに臨時の休館 ④入場の制限 ⑤施設等の維持管理	

				瀬戸染付工芸館			①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ②入場の制限 ③施設等の維持管理
歴史民俗資料館			<省略>	歴史民俗資料館			<省略>
				地域活動支援室	地域力向上活動の推進	地域力向上事業の実施計画	地域力向上事業の実施
				地域交流センター			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入館の制限 ⑤施設等の維持管理
				西部コミュニティセンター			①施設等の利用許可 ②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ③施設等の維持管理
				勤労青少年ホーム			①施設等の利用許可 ②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館

--	--	--	--	--

			③利用の制限
			④施設等の維持管理
地縁団体			地縁団体の印鑑登録に関する事項

5 市民生活部

5 市民生活部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
生活安 全課	自衛官募集			<省略>	
	消費生活		<省略>	<省略>	
	<省略>		<省略>	<省略>	
環境課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	リサイクルの 推進			①<省略> ②<省略>	

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
生活安 全課	広聴	広聴の総合 計画	①広聴活動 の実施計 画 ②重要な要 望、相談 等の処理	①広聴活動の実施 ②軽易な要望、相談等の処 理	
	自衛官募集			<省略>	
	消費生活		<省略>	<省略>	
	衛生		衛生委員の 委嘱及び解 職	①衛生思想の普及啓発 ②犬の登録 ③狂犬病予防集合注射の実 施	
	<省略>		<省略>	<省略>	
環境課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	リサイクルの 推進			①<省略> ②<省略>	

								③エコプラザの管理運営
	衛生		衛生委員の 委嘱及び解 職	①衛生思想の普及啓発 ②犬の登録 ③狂犬病予防集合注射の実 施				
税務課	税の賦課			①納期限の延長及び変更 ②<省略> ③市税申告書の処理  ④納税管理人申告書の処理 ⑤相続人代表者指定届の処 理及び指定 ⑥納税義務の発生、消滅及 び異動申告書の処理 ⑦納税義務の承継 ⑧<省略>	税務課	税の賦課		①特別徴収義務者の指定 ②納期限の延長 ③<省略> ④市税の申告 ⑤異議の申請 ⑥納税管理人の申告  ⑦納税義務の発生、消滅及 び異動の申告  ⑧<省略>
	固定資産		<省略>	<省略>		固定資産	<省略>	<省略>
	個人			①特別徴収義務者の指定 ②特別徴収税額の納期の特 例				
	法人			①法人の設立及び解散届の 処理		法人		①法人の設立及び解散届

			②法人の事業、名義及び事業所変更届の <u>処理</u>	
	<省略>		<省略>	
	自動車臨時運行		自動車臨時運行の許可及び失効	
<省略>				

			②法人の事業、名義及び事業所変更届	
	<省略>		<省略>	
	自動車臨時運行		自動車臨時運行の許可	
<省略>				

6 健康福祉部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
高齢者福祉課	高齢者福祉			<省略>	
	<省略>			<省略>	
こども	<省略>			<省略>	
未来課	母子及び父子並びに寡婦福祉		<省略>	<省略>	
	児童手当等			①児童手当、児童扶養手当	

6 健康福祉部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
高齢者福祉課	老人福祉		定例的な老人福祉事業の基本計画	<省略>	
	<省略>			<省略>	
こども	<省略>			<省略>	
家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉		<省略>	<省略>	
	児童の保育			①保育所への入所の許可 ②保育所使用料の減免 ③保育所の保育時間の伸縮	
	子ども手当、			①子ども手当、児童手当、	

				及び遺児修学手当の認定等 ②<省略>
保育課	児童の保育			①保育所への入所決定 ②利用者負担額の決定 ③支給認定証の交付
	私立幼稚園			就園奨励費及び運営補助金の交付
<省略>				

	児童手当等			児童扶養手当及び遺児修学手当の認定等 ②<省略>
	私立幼稚園			就園奨励費及び運営補助金の交付
<省略>				

7 都市整備部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
建設課	市道及び都市計画道路の整備促進		<省略>	<省略>	
	河川及び排水路の整備促進		河川及び排水路の用地	①河川及び排水路の用地取得に係る調査の実施	

7 都市整備部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
建設課	市道及び都市計画道路の整備促進		<省略>	<省略>	

		取得の実施 計画	②取得土地の登記					
公園緑地の整 備促進		公園緑地の 用地取得の 実施計画	①公園緑地の用地取得に係 る調査の実施 ②取得土地の登記					
都市公園	公園管理計 画	公園管理者 以外の者が 行う公園施 設の設置及 び管理の許 可	①有料公園施設の利用の許 可 ②公園内における行為の許 可 ③公園の利用の制限及び禁 止 ④公園の占用許可 ⑤許可に係る監督処分 ⑥公園内の樹木の手入れ及 び補植 ⑦公園内の通行取締り ⑧公園施設の維持管理					
児童遊園			児童遊園の維持管理					
都市緑化	都市緑化推 進計画	都市緑化推 進の実施計 画	都市緑化推進の指導及び実 施					
維持管 理課	道路、河川及 び排水路の管		<省略>	維持管 理課	道路、河川及 び排水路の管		<省略>	



理			
<省略>			<省略>
土地改良			<省略>

理			
河川及び排水 路の整備促進		河川及び排水 路の用地 取得の実施 計画	①河川及び排水路の用地取 得に係る調査の実施 ②取得土地の登記
<省略>			<省略>
土地改良			<省略>
公園緑地の整 備促進		公園緑地の 用地取得の 実施計画	①公園緑地の用地取得に係 る調査の実施 ②取得土地の登記
都市公園	公園管理計 画	公園管理者 以外の者が 行う公園施 設の設置及 び管理の許 可	①有料公園施設の利用の許 可 ②公園内における行為の許 可 ③公園の利用の制限及び禁 止 ④公園の占用許可 ⑤許可に係る監督処分 ⑥公園内の樹木の手入れ及 び補植 ⑦公園内の通行取締り ⑧公園施設の維持管理
児童遊園			児童遊園の維持管理

<省略>				

都市緑化	都市緑化推進計画	都市緑化推進の実施計画	都市緑化推進の指導及び実
<省略>			

8 消防本部

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
消防課	<省略>		<省略>		
	危険物		①消防法第11条第5項の規定による製造所等の設置等の許可 ②<省略> ③消防法第11条第5項の規定による製造所等の部分使用の承認	①消防法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査 ②から③まで<省略>	

8 消防本部

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
消防課	<省略>		<省略>		
	危険物		①消防法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査及び部分使用の承認 ②<省略>	①消防法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査及び部分使用の承認 ②から③まで<省略>	

		④<省略>	
		⑤<省略>	
		⑥<省略>	
		⑦<省略>	
		⑧<省略>	
		⑨<省略>	
		⑩<省略>	
		⑪<省略>	
		⑫<省略>	
		⑬<省略>	
		⑭<省略>	
		⑮<省略>	
		⑯<省略>	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

		③<省略>	
		④<省略>	
		⑤<省略>	
		⑥<省略>	
		⑦<省略>	
		⑧<省略>	
		⑨<省略>	
		⑩<省略>	
		⑪<省略>	
		⑫<省略>	
		⑬<省略>	
		⑭<省略>	
		⑮<省略>	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

別表第3（第6条関係）

1 共通的事項

公所	公所の長の専決事項
支所	<省略>
クリーンセンター	
児童発達支援センター	
浄化センター管理事務所	
<省略>	

別表第3（第6条関係）

1 共通的事項

公所	公所の長の専決事項
支所	<省略>
クリーンセンター	
浄化センター管理事務所	
<省略>	

2 個別的事項

公所	公所の長の専決事項
<省略>	
クリーンセンター	①から⑤まで<省略>
児童発達支援センター	①のぞみ学園の使用料の徴収、還付及び減免 ②のぞみ学園の休園日の変更及び臨時の休園 ③のぞみ学園の施設等の維持管理に関すること。 ④発達支援室の開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室
浄化センター管理事務所	<省略>
ノベルティ・こども創造館	①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ②入館の制限 ③施設等の維持管理に関すること。
<省略>	<省略>
瀬戸蔵ミュージアム	<省略>

2 個別的事項

公所	公所の長の専決事項
<省略>	
クリーンセンター	①から⑤まで<省略>
浄化センター管理事務所	<省略>
<省略>	<省略>
瀬戸蔵ミュージアム	<省略>
ノベルティ・こども創造館	①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ②入館の制限 ③施設等の維持管理に関すること。

<省略>		<省略>	
家庭児童相談室	<省略>	家庭児童相談室	<省略>
		発達支援室	開室時間及び休業日の変更並びに臨時の休業
		のぞみ学園	①使用料の徴収、還付及び減免 ②休園日の変更及び臨時の休園 ③施設等の維持管理に関すること。
<省略>		<省略>	

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。